

令和3年8月

第9回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年8月11日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出 席 委 員

1番	柳下 浩一朗	3番	染谷 文夫
4番	櫻井 守	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	16番	飯島 孝一
18番	鮎川 満雄	19番	飯野 和男
22番	坂入 誠	23番	高谷 榮司

欠 席 委 員

2番	小川 充	5番	雨貝 洋子
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
14番	本橋 文男	15番	野堀 良夫
17番	遠藤 道夫	20番	市村 元則
21番	姥原 昇	24番	成島 昭治

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	吉原 利夫
農業行政課	課長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	窪庭 一彦
農業行政課	係長	藤井 雄平
農業行政課	主任	廣引 康則

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

- 議案第 2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
- 議案第 3号 現況証明の発行可否について
- 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議案第 7号 つくば農業振興地域整備計画の変更にかかる意見について
- 議案第 8号 令和4年度国・県農業施策に対する意見要望（案）について
- 議案第 9号 つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第3 報告第 1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
- 報告第 2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 4号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

【午後1時30分 開会】

事務局（吉原局長）

本日は、お忙しい中、令和3年第9回総会に、ご出席いただきましてありがとうございます。

早速ですが、総会開会にあたりまして、飯野会長よりご挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。

会長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。御多忙の中、大変御苦労様でございます。暑さが続き、新型コロナウィルスへの対策も気を使わなくてはならないので、体も疲れているのではないかと危惧されております。農業委員会としては、感染症対策等を行い、引き続き出席委員を半数に減らして進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。本日は御苦労様です。

事務局（吉原局長）

会長、ありがとうございました。

それでは、総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長

が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思います。

飯野会長、よろしくお願ひいたします。

開会の宣告

議 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和3年第9回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日は事前にお願いしました総会出席割振のとおり、2番小川 充委員外9名が欠席しておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は14名で、定足数に達していることから、令和3年第9回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席11番吉田新一委員、議席12番青木道子委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局窪庭係長にお願いいたします。

次に、日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主任）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

最初に、豊里地区分について、対崎委員、お願いいいたします。

対崎徳男委員

さる8月5日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいいたします。

青木道子委員

さる8月4日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、主に野菜と芝を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号3番については、水稻と野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号4番、5番については、同一申請者のため、一括して説明いたします。

申請者は、水稻と野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号6番については、主に芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号7番については、主に野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号2番から7番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いいいたします。

大野博司委員

さる 8月 6 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 8 番について、申請者は営農型太陽光発電施設の用に供するため、地上権を設定するものです。

提出番号 9 番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 9 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないこと、提出番号 8 番については、農地法第 3 条第 2 項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願ひいたします。

染谷文夫委員

さる 8月 4 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 10 番については、市内に本店を置く農地所有者適格法人で、水稻を中心に大規模に営農しており、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 10 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願ひいたします。

白石 悟委員

さる 8月 5 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 11 番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号 12 番から 13 番については、同一申請者のため一括して説明いたします。

受人は、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には果樹を作付する予定です。

提出番号 14 番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻・野菜を作付する予定です。

提出番号 15 番については、水稻・芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

以上のことから、提出番号 11 番から 15 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願ひいたします。

吉田新一委員

さる 8 月 6 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 16 番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、16 番については農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で議案第 1 号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、議案第 1 号に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第 1 号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可については、許可することに決定いたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

最初に、豊里地区分について、対崎委員、お願いいいたします。

対崎徳男委員

さる8月5日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令の協議は整っております。

提出番号2番と3番については、同一申請者のため、一括して説明いたします。

農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外で発電事業を営む法人です。今般、太陽光発電施設の設置とその工事に伴う進入路用地として使用するため、それぞれ申請するもので、進入路については令和4年8月11日までの一時転用です。

許可後の利用方法は周囲をネットフェンスで囲った上、375ワットのパネル328枚を設置する計画で、進入路は、全面を鉄板敷きとし、雨水については敷地内浸透処理する計画です。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一大字内に拠点を置く法人で、運送業とリサイクル業を営んでおります。

事業拡大に伴い、既存敷地内の駐車場が手狭となったことから申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を碎石敷き、雨水については敷地内浸透処理とし、普通自動車9台、中型車10台、大型車4台分の駐車スペースを確保する予定です。

資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、1番から4番については、一般基準に適合のうえ、第1種農地の例外許可規定、及び第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願ひいたします。

青木道子委員

さる 8月 4日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 5 番については、農地区分は農用地区域内の農地です。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。

先般、市の公共工事を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、資材置場用地として申請するもので、令和 4 年 4 月 15 日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、敷地の一部を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設事務所、重機、工事用車両、工事に使用する資材等を置く計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 6 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在借家住まいですが、家族が増え手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 7 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、市内で電気通信工事業を営む法人です。先般、市内における通信設備工事を受注し、必要な資機材の置場の確保が必要になり、事務所内の車両置場が一時的に使用できなくなることから、車両置場用地として申請するもので、令和 4 年 8 月 10 日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、全面を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、13台分の駐車場を確保する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 8 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、現在借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたことに加え、テナント店舗として借りている美容室の家賃等への対処から、申請地を取得し、店舗併用住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 9 番、10 番については、一体利用での申請のため、一括して説明いたします。

農地区分は第 1 種と判断しました。

申請者は、いずれも近隣で自動車販売業を営む法人で、同一の親会社を持つ法人になります。現在分散している従業員用駐車場を一か所に集約し、店舗敷地を圧迫しているサービス車両の一部を置くため、申請地を借り受け、従業員用駐車場及びサービス車両置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面をアスファルト舗装、雨水は貯留浸透槽で処理とした上、防犯上の観点から出入口を一か所に集約し、合計で 88 台分の駐車場を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 11 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。

先般、市の公共工事を受注し、その現場付近の道路が狭く、大型車両が旋回することが難しいことから、申請地を借り受け、車両旋回場用地として申請するもので、令和4年8月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、全面に鉄板を敷くことで旋回場を確保する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号5番から11番については、一般基準に適合のうえ、農用地区域内農地、第1種農地及び第2種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

さる8月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は県外で発電事業を営む法人です。

今般、営農型太陽光発電のため申請するもので、375ワットのパネルを556枚設置し、転用期間は令和6年8月10日までの一時転用となっています。

下部農地には、半陰性作物である、ミョウガを栽培する予定です。

提出番号13番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。

先般、市の公共工事を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、資材置場用地として申請するもので、令和4年8月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし雨水は敷地内浸透処理とした上、敷鉄板、工事発生残土、その他工事に使用する資材等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号14番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令の協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市外で建設業を営む法人です。

事業拡大に伴い資材置場が手狭となったことから申請地を取得し、資材置場県駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を碎石敷き、雨水は敷地内浸透とした上で、碎石、山砂、ダンプ3台などを置く計画です。

資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号16番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は市内で不動産業を営む法人です。

今般、市外に本社を置く、福祉用具販売事業を営む法人から、テナント用事務所用地として貸してもらいたいとの申し出を受けたことから貸事務所用地として申請するものです。

資金については自己資金で賄い、関係法令の協議は整っております。

以上のことから、提出番号12番から16番については、一般基準に適合のうえ、第1種農地の例外許可規定、第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

さる8月4日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号17番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、親と同居しておりますが、将来のことを考え、申請地を祖父から受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を祖母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、つくば市に本社を置き不動産業を営む法人ですが、申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地として3区画を販売するものです。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております

提出番号20番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父から受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号17番から20番については、一般基準を満たしており、第1種農地、第2種農地例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願ひいたします。

白石 悟委員

さる8月5日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号21番については、一般基準に適合のうえ、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願ひいたします。

吉田新一委員

さる8月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、両親と同居しておりますが、昨今の感染症拡大の影響により在宅勤務が続いており、同居のまま仕事をすることが難しいことから、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号23番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一大字内に拠点を置く法人で、土木建設業を営んでおります。現在使用している資材置場が手狭となり、業務に支障をきたしていることから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を鋼板フェンスで囲い、全面を碎石敷とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、各種工事用資材等の置場を確保する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一大字内に拠点を置く法人で、建設資材卸業を営んでおります。従業員用の駐車場が不足していることから、法人の代表が所有する申請地を借り受け、駐車

場用地として申請するのですが、許可を受ける前に一部使用してしまっていたことから、始末書が添付されております。

許可後の利用方法は、全面を碎石敷とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、従業員用に5台分の駐車スペースを確保する計画です。

資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号26番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、22番から26番については、一般基準を満たしており、第1種農地、第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第2号の審議に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

質問、意見ともにないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可については、原案のとおり許可することに決定いたします。

なお、提出番号4番につきましては、30アールを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問のうえで、許可いたします。

議案第3号 現況証明の発行可否について

議長（飯野和男）

次に、議案第3号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主任）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区で調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

さる8月4日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号2番から6番については、一体的な土地の案件であるため、一括して説明いたします。申請地は、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、1番から6番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なおいっそ各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いします。

白石悟委員

さる8月5日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号7番については、草刈り等により直ちに耕作が可能となる土地であると判断いたしました。

以上のことから、提出番号7番については、非農地証明の範囲に該当しないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

さる8月6日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番については、昭和54年頃から宅地として利用されております。

以上のことから、8番については、非農地証明の範囲と認められることから証明しても差し支えないと思われますので、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。以上で議案第3号の説明及び報告が終わりました。

提出番号7番は証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号7番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、これにて7番に対する質疑を終結いたします。これより、採決いたします。

7番については、白石委員報告のとおり証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第3号 提出番号7番は、証明発行否とすることに決定いたします。

議長（飯野 和男）

続きまして、提出番号1番から6番、8番について、審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、提出番号1番から6番、8番に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

提出番号1番から6番、8番を証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第3号 提出番号1番から6番、8番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議長（飯野和男）

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

異議なしというような声がありましたので、それでは、議案第4号及び第5号を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書7ページになります。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）について御説明いたします。

こちらは、市長より令和3年7月19日、および令和3年7月20日付で、農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について説明いたします。

議案第4号については、議案書7ページから8ページ、提出番号13番まで議案書記載のとおりとなります。

議案第5号については、議案書9ページ、提出番号5番まで議案書記載のとおりとなります。

以上、これらについては、先般、行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に適合されているため御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯野和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

質問、意見ともにないようですので、これにて議案第4号及び議案第5号に対する質疑

を終結します。

これより採決いたします。

議案第4号及び議案第5号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号及び議案第5号について、原案のとおり決定いたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長（飯野和男）

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書9ページになります。

議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明いたします。

こちらは、市長より令和3年7月19日付け農用地利用配分計画の意見を求められており、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降議案書16ページまでの記載のとおりで、配分計画案が7件となります。以上、これらについては、先般、行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項各号に適合されているため御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（飯野和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

質問、意見ともにないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号について、原案のとおり承認いたします。

議案第7号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第7号つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主任）

議案書17ページになります。

つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明いたします。

こちらは、市長より令和3年7月20日付で、農業振興地域整備計画変更について意見を求められており、議案書17ページから20ページ、提出番号22番までのとおりとなり、筑波地区3件、大穂地区4件、豊里地区9件、谷田部地区4件、桜地区2件となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま、事務局の説明がありましたが、提出番号1番については、議事参与の制限案件に該当しますので、1番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
大穂地区分について、飯島委員お願ひいたします。

飯島孝一委員

さる7月28日に行った農業振興地域整備促進協議会大穂地区の現地調査、並びに8月4日の審議結果について、報告いたします。

整理番号4番から7番については、除外することにより農地の集団化への影響は無いものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

筑波地区分について、担当の遠藤委員が欠席のため、事務局より報告願います。

事務局（藤井係長）

さる 7月 29 日に行った農業振興地域整備促進協議会筑波地区の現地調査、並びに 8月 5日の審議結果について、報告いたします。

整理番号 4 番から 7 番については、除外することにより農地の集団化への影響は無いものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

豊里地区分について、坂入委員お願ひいたします。

坂入 誠委員

さる 7月 27 日に行った農業振興地域整備促進協議会豊里地区の現地調査、並びに 8月 5日の審議結果について、報告いたします。

整理番号 8 番から 16 番については、除外することにより農地の集団化への影響は無いものと判断し農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

谷田部地区分について、担当の成島委員が欠席のため、事務局より報告願います。

事務局（廣引主任）

本日欠席の成島委員に代わり、さる 7月 27 日に行った農業振興地域整備促進協議会谷田部地区の現地調査、並びに 8月 4日の審議結果について、報告いたします。

整理番号 17 番から 20 番については、除外することにより農地の集団化への影響は無いものと判断し農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

桜地区分について、吉田委員お願ひいたします。

吉田新一委員

さる 7月 28 日に行った農業振興地域整備促進協議会桜地区の現地調査、並びに 8月 6日の審議結果について、報告いたします。

整理番号 21 番、22 番については、除外することにより農地の集団化への影響は無いものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。以上で提出番号 2 番から 22 番についての説明及び報告が終わりました。

続きまして、提出番号 2 番から 22 番の質疑に入ります。

質問、意見がありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、提出番号 2 番から 22 番に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

提出番号 2 番から 22 番について、つくば市農業振興地域整備計画の変更について同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第 7 号つくば市農業振興整備計画の変更に係る意見についての提出番号 2 番から 22 番については、変更に同意することに決定いたします。

議長（飯野 和男）

続きまして、提出番号 1 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により櫻井委員の退席を求めます。

櫻井委員 退席

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号 1 番について、事務局より調査結果の報告をお願いいたします。

事務局（藤井係長）

本日欠席の遠藤委員に代わり、さる 7 月 29 日に行った農業振興地域整備促進協議会筑波地区の現地調査、並びに 8 月 5 日の審議結果について、報告いたします。

整理番号1番については、土地改良事業区域内の農地を編入するもので、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いいたします。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。提出番号1番について、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

質問、意見ともにないようですので、これにて提出番号1番に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

提出番号1番について、つくば市農業振興地域整備計画の変更について同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第7号つくば市農業振興整備計画の変更に係る意見についての提出番号1番については、変更に同意することに決定いたします。

櫻井委員の復席を求めます。

櫻井委員 復席

議案第8号 令和4年度国・県農業施策に対する意見要望（案）について

議長（飯野和男）

次に、議案第8号令和4年度国・県農業施策に対する意見要望（案）についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で審議しておりますので、白石副委員長より報告をお願いいたします。

白石悟委員

農業政策専門委員会より議案第8号令和4年度国・県農業施策に対する意見要望（案）についてを御説明いたします。

こちらは委員及び推進委員の皆様より提出いただきました意見をもとに、8月3日に実施した本委員会において協議を行い、原案として決定いたしました。

意見要望の項目は、農地の保全と有効利用対策、担い手、経営対策、基本農政の確立対策、農業委員会組織対策、新型コロナ対策の5つとなりました。

それぞれの項目に対する意見、要望事項と理由につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

なお、総会で可決されたうえは、茨城県農業会議へ提出いたしますので、御審議をよろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

議長（飯野 和男）

只今、白石副委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第8号令和4年度国・県農業施策に対する意見要望（案）については、原案のとおり決定いたします。

議案第9号 つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。谷田部第12区における農地利用最適化推進委員の候補者の選考につきましては、7月29日に第3回目の選考委員会を開催し、候補者の評価を行いました。詳細については、事務局より説明させます。

事務局（窪庭係長）

議案第9号つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱について御説明いたします。第12区の推進委員募集につきましては、令和3年6月21日から7月21日まで行い、1名の応募がありました。令和3年7月29日に第3回農地利用最適化推進委員選考会を開催して推進委員の選考を行いました。選考の結果、議案第9号の表のとおり、第12区の委員候補者として決定いたしました。

御審議のほどよろしくお願ひ いたします。

議 長（飯野 和男）

只今、事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第9号つくば市農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告案件、報告第1号から第5号についてですが、内容は、議案書24頁から31頁までに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第5号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、報告案件を終了いたします。

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

これをもちまして、令和3年第9回総会を閉会いたします。

【午後2時40分 閉会】

議長

農業委員会委員

農業委員会委員